

(別紙様式1)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：高知県
農業委員会名：いの町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町内3箇所に設置された掲示板にて告示
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	平均7日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局窓口に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 10件、うち許可 10件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区の農業委員が、農地を確認し、耕作状況等を把握する。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	各地区の農業委員が、把握する農地の現況及び権利取得者の農作業への従事状況等から、権利移動の適否を判断する。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	審議結果等については議事録にて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	15 日
	是正措置	-			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 10件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区の農業委員が現地確認を実施し、農地の状況を把握する。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	提出された事業計画や権利者の同意状況、農地の現況等から、転用の妥当性を審議し、許可の適否を判断する。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	審議結果等については議事録にて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	15 日
	是正措置	-			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		－法人
	うち報告書提出農業生産法人数		－法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		－法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		－法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		－法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		－法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 82 件 公表時期 平成26年3月
	是正措置	情報の提供方法: 事務局窓口に備え付け －
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 16 件 (農地法第3条…10件、農地法第5条…6件) 取りまとめ時期 平成27年3月
	是正措置	情報の提供方法: 「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」にて公表(町ホームページ) －
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 813 ha 整備方法: 電算システムにて管理・整備
	是正措置	農地の利用状況調査・相続等の届出・農地法の許可・農用地利用集積計画に基づく利用権設定等・その他補足調査を踏まえ随時更新。 －

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	813ha	14.99 ha	1.84%
課 題	・農業就業者の高齢化及び人口減少が進み、増加する耕作放棄地に対応できない。 ・耕作不便地の効果的な活用方法がなく、解消・耕作の労力に見合う収入が得られないため、借り受ける農業者がいない。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
14.99 ha	2.15ha	14.34%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	26 人	12月～3月	
	調査方法	町内を24箇所の区域に分け、一区域につき農業委員1名(地区によっては2名)と事務局2名が、車からの目視によって耕作放棄地を把握する。発見した耕作放棄地は、事務局が、持参したカメラで状態を撮影すると共に、地図に番号を振り当て、記録する。			
遊休農地への指導	実施時期:				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	25 人	1月～3月	
	調査方法	町内を24箇所の区域に分け、一区域につき農業委員1名(地区によっては2名)と事務局2名が、車からの目視によって耕作放棄地を把握する。発見した耕作放棄地は、事務局が、持参したカメラで状態を撮影すると共に、地図に番号を振り当て、記録する。			
	遊休農地への指導	実施時期:			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
その他の取組状況					

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標面積には達しなかったが、指導等により一定の面積は解消された。
活動に対する評価の案	利用状況調査の集計結果をもとに解消に向けての情報収集をする必要がある。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標面積には達しなかったが、指導等により一定の面積は解消された。
活動に対する評価	利用状況調査の集計結果をもとに解消に向けての情報収集をする必要がある。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	430 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	99 戸	5経営	— 法人	— 団体
	農業生産法人数	0 法人			
課 題	・本町の農業は、農産物の価格低下や資材費の高騰等のマイナス要因が影響し、非常に厳しい状況にあり、後継者不足が顕著である。 ・認定農業者に認定されることの具体的なメリットが乏しいため、制度に対する農業者の関心が薄い。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	8 経営	— 法人	— 団体
実 績 ②	0 経営	— 法人	— 団体
達成状況 (②/①×100)	0%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	いの町産業経済課と連携し、候補者に対して個別に制度説明を行う。		
活動実績	農業者年金加入推進の際に制度の説明を行う。		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	目標数値を達成することができなかった。		
活動に対する評価の案	今後も推進していかなければならない。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標数値を達成することができなかった。		
活動に対する評価	今後も推進していかなければならない。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	813 ha	148.46 ha	18.26%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・兼業化が進展し、農業の担い手が不足している。 ・現在の担い手は、品質改良や作業の効率化に重点を置いて経営しているため、規模拡大に対する積極的な意向がない。 		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
123.42 ha	3.56 ha	2.88%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	認定から3年・5年を経た認定農業者に対するフォローアップ活動を通じて、規模拡大の意向を持つ農業者を掘り起こすと共に、農業委員会にて把握している農地情報を提供し、担い手への利用集積を図る。
活動実績	担い手への情報提供が可能な農地の把握に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	担い手への集積が図られ、一定の成果は得られたものの、目標の数値は下回った。
活動に対する評価の案	売買・貸与の意向のある農地を把握し、担い手への情報提供が可能な体制の整備に努めることができた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	担い手への集積が図られ、一定の成果は得られたものの、目標の数値は下回った。
活動に対する評価	売買・貸与の意向のある農地を把握し、担い手への情報提供が可能な体制の整備に努めることができた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	813 ha	0.33 ha	0.03%
課 題	農地法の転用許可が必要であることを知らずに、墓地等の工作物を設置する事案が見受けられる。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.08 ha	0.07ha	87.50%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	10月～11月に農地パトロールを実施し、違反転用があれば、指導を行う。また、現在判明している事案について、違反状態の解消を目指し、適宜指導を行っていく。
活動実績	12月～1月に農地パトロールを実施し違反転用の把握に努めた。毎年、継続的な活動及び、判明している事案について指導を行った結果、大幅な減少につながった。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用に対する指導は継続して行われた。
活動に対する評価の案	農地パトロールによって、各地区の耕作放棄地を調査し、農地情報の把握に努めた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用に対する指導は継続して行われた。
活動に対する評価結果	農地パトロールによって、各地区の耕作放棄地を調査し、農地情報の把握に努めた。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。